

平成28年4月15日

各 位

大東京信用組合

## 不祥事件の発生について

この度、当組合におきまして、下記の不祥事件が発覚いたしました。社会的に大きな役割を担い、信用を第一とする金融機関におきまして、このような不祥事件を発生させ、日頃から当組合を信頼し、お取引いただいておりますお客さまをはじめ、地域および組合員の皆さまに対しまして、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、今回の事態を重く受け止め、再発防止に向け、役員一丸となって取り組んで参ります。

### 記

#### 1. 事件の概要

##### (1) 内 容

当組合の元職員が、勤務していた店舗（大森支店、戸越支店、富士見台支店、八王子営業部）において、自らの遊興費に充てるために、お客さまからの個人的な金銭の借用や、高利回りの運用を持ちかけた金銭の預かりを繰り返していたもの。

(2) 事 故 者 : 元職員（融資渉外課長・男性・45歳）

(3) 発 覚 日 : 平成28年1月7日

(4) 事故発生期間 : 平成11年～平成28年1月

(5) 事故金額 : 金24,541,871円

#### 2. お客さまへの対応

該当のお客さまには、事実関係を確認したうえで、お客さまの資金に影響が及ばないよう措置を講じさせていただきました。

#### 3. 各関係機関への届出等

事件発覚後、速やかに法令等に基づく監督官庁への届出や警察への通報を行っております。

#### 4. 事故者および関係者の処分

元職員につきましては、平成 28 年 3 月 17 日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、関係者につきましても、管理・監督責任を明確にした上で、厳正な人事処分を行いました。

#### 5. 今後の対応について

当組合としては、法令等遵守を経営の最優先課題と位置づけており、同様の不祥事件発生を防止するために、以下の再発防止策を講じて参ります。

##### (1) 法令等遵守の強化

コンプライアンスの重要性を再認識し、コンプライアンス遵守態勢の強化と充実、意識の向上を図って参ります。

##### (2) 内部管理態勢の確立

内部管理態勢の充実・強化に取り組み、職員の行動管理に十分な注意を払うと共に、不祥事件の未然防止を徹底します。

本件に関するお問い合わせ窓口は、以下の通りです。

大東京信用組合 業務部【お客様相談室】

フリーダイヤル：0120-402-003

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝祭日を除きます）

なお、当組合では、役職員がお客さまから現金などを個人的にお預かりすることは禁止しておりますので、[「お客さまとの現金の受け渡しについて」](#)もご覧いただきますようお願い申し上げます。

以 上